
令和6年度 伊賀市物価高騰対策事業

三重県伊賀市

「伊賀市物価高騰対策事業」を実施します

伊賀市では、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の皆様を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、**総額5.2億円**の物価高騰対策事業を実施します。

《支援の概要》

- ✓ 低所得世帯支援 . . . **309,208千円**
- ✓ 生活者・事業者支援 . . . **215,707千円**
(7事業)

住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金事業

【生活支援課 22-9630】

《概要》

- ✓ 令和6年度における個人住民税非課税世帯（世帯全員の令和6年度の住民税均等割が非課税である世帯）に対し、1世帯あたり3万円を支給。
- ✓ 住民税非課税世帯のうち子育て世帯について、子ども1人あたり2万円を加算。

●非課税世帯への給付

1世帯あたり 3万円

支給対象者 約9,400世帯

●子育て世帯加算

子ども1人あたり 2万円

支給対象者 約800人

（住民税均等割非課税世帯の世帯員である18歳以下の児童）

●給付スケジュール

令和7年1月下旬

給付対象者へ通知

令和7年2月中旬

支給開始

令和7年4月下旬

申請締切

《概要》

物価高騰等に伴う家計への支援として、鉄道（伊賀鉄道を除く）・バス等の公共交通機関を通学定期券により利用する市民に対し助成を行い、公共交通機関の利用促進を図る。

- 助成対象 通学定期券により公共交通を利用する伊賀市民
（※伊賀鉄道の区間分を除く）
- 助成額 購入費の1/2（100円未満切捨）
- 対象となる通学定期券の有効期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
（※令和6年度分に引き続き支援）
- 申請受付期間
令和7年5月10日～令和8年3月5日まで（予定）

新生活スタートアップ応援事業

【こども未来課 22-9654】

《概要》

物価高騰により進学や就職など新生活を始めるにあたり大きな影響を受ける令和6年度卒業予定の中学3年生及び高校3年生世代への支援を行う。

- 交付金額 高校3年生世代 1人 30,000円を支給
中学3年生 1人 10,000円を支給

- 対象者 伊賀市に住民登録のある各世代の保護者等

● スケジュール

令和7年2月 対象者へ通知
令和7年3月～ 支給開始

(対象者の想定)

高校3年生世代・・・783人 (H18.4.2～H19.4.1生れ)
中学3年生・・・715人 (H21.4.2～H22.4.1生れ)

《概要》

電力料金高騰により影響を受ける伊賀鉄道に対し、鉄道の運営に係る電力料金高騰分を支援する。

●助成対象 伊賀鉄道伊賀線の営業に要した電力料金の高騰分

●助成額

(当該月の電力料金単価 (kWh) - 基準単価17.3円kWh) × 当該月の電力使用量

※基準単価17.3円/kWh…RI年の電力料金の平均単価

●対象期間 令和7年4月～令和8年3月使用分の電力
(※令和6年度分に引き続き支援)

《概要》

物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業者や介護保険サービス事業者等の負担軽減を図るため、光熱費やガソリン等燃料費及び食材費等に対し支援を行う。

●支援対象

障害福祉サービス事業者及び介護保険サービス事業者等における交付対象期間の電気代・ガス代・食材費・燃料代（消費税及び地方消費税を除く）の価格上昇相当分

障害福祉サービス提供事業所等・・・ 92事業所等

介護保険サービス提供事業所等・・・ 151事業所等

●対象期間

令和7年1月から令和7年3月までの3か月間（予定）

●支援額

価格上昇相当分のうち、他機関が交付する物価高騰対策支援補助金等を除いた金額の一部（予定）

《概要》

物価高騰の影響を受ける私立保育園、私立幼稚園及び認定こども園の負担を軽減するため、事業者に対し光熱費等の一部を支援する。

●支援対象

私立保育園、私立幼稚園及び認定こども園（15施設）における令和6年4月から令和7年3月までの、

- ①電気料金、②ガス料金、③送迎バス燃料費 の価格上昇相当分
(※令和5年度分に引き続き支援)

●支援金額

各項目ごとに単価を設定し、価格上昇相当分を次のとおり算出

- | | |
|-------------|--|
| ①電気料金 | 1.88円/1kwh×R6.4月からR7.3月までの使用量 |
| ②ガス料金（都市ガス） | 19.29円/1m ³ ×R6.4月からR7.3月までの使用量 |
| （LPガス） | 808.28円/10m ³ ×R6.4月からR7.3月までの使用量（/10m ³ ） |
| ③送迎バス（ガソリン） | 14.39円/1L×R6.4月からR7.3月までの使用量 |

水道基本料金の減免

《概要》

物価高騰による影響を受けている生活者や事業者の負担軽減を図るため、水道基本料金を2ヶ月減免する。

●対象者 水道利用者（官公署・臨時用を除く）

●対象期間

令和7年2月・3月検針分までの2ヶ月間（令和7年3月・4月請求分まで）

●減免金額 **基本料金のみを減免**

▽水道メーターの口径13ミリメートルの場合

1期（2ヶ月） 1,320円（税込み）

▽水道メーターの口径20ミリメートルの場合

1期（2ヶ月） 1,980円（税込み）